

沿岸広域振興局長告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

令和元年7月30日

沿岸広域振興局長 石川 義晃

- 1 路線名 340号
- 2 供用開始の区間
 - (1) 陸前高田市気仙町字的場7番8地先から字町62番地先まで
 - (2) 陸前高田市高田町字大石沖163番地先から字柄ヶ沢36番6地先まで
- 3 供用開始の期日 令和元年7月31日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
 - (2) 期間 令和元年7月30日から同年8月30日まで